



福岡医発第 3220 号 (地)

令和 4 年 2 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

抗原定性検査キットが不足した医療機関からの緊急的な購入希望に
個別に対応する仕組みの整備について

標記の件につきまして、厚生労働省から各都道府県等衛生主管部（局）宛に事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても福岡県保健医療介護部から周知依頼がありました。

オミクロン株の発生に伴い抗原定性検査キット（以下「検査キット」）の需要が増加したことから、検査キットの需給が安定するまでの間、必要なところに確実に供給されるようにするため、優先度に応じた供給体制を確保していくよう、厚生労働省から医薬品卸売販売業者等に対し依頼がなされたことについては、令和 4 年 2 月 1 日付け福岡医発第 3019 号（地）にてご連絡しておりました。

本件は、こうした取組の一環として、地域的な需要の偏り等により、個別の医療機関において通常の方法での検査キットの確保が困難となった場合に対応するため、2 月 18 日より、これらの医療機関からの検査キットの緊急的な購入希望を個別に厚生労働省が受け付け、医薬品卸売販売業者による供給につなげる仕組みを整備したことをお知らせするものです。

仕組みの概要や留意点については別添のとおりで、厚生労働省のウェブサイトで購入希望を受け付ける専用フォーム及び手続等の詳細が掲載されております。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kougen_shinsei_00005.html)

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 確保病床を有する医療機関、診療・検査医療機関及び検査協力医療機関（県域に限る）には、県行政より直接通知がなされております。
- 2) キットの購入は有償となっておりますが、販売価格は医薬品卸売販売業者ごとに異なるとのことです。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会 長 島田昇二郎

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福 岡 県 保 健 医 療 介 護 部 長
(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局薬務班)

抗原定性検査キットが不足した医療機関からの緊急的な購入希望に個別に対応する仕組みの整備について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省から別添のとおり、地域的な需要の偏り等により、個別の医療機関において通常の方法での抗原定性検査キットの確保が困難となった場合に対応するため、本日より、これらの医療機関からの抗原定性検査キットの緊急的な購入希望を個別に厚生労働省が受け付け、医薬品卸売販売業者による供給につなげる仕組みを整備（厚生労働省のウェブサイト（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kougen_shinsei_00005.html）において、購入を受け付ける専用フォーム等を掲載）したとの連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会員への周知について御協力いただきますようお願いいたします。

なお、このことについて、福岡県医薬品卸業協会に通知しているほか、下記の各医療機関には別添写しのとおり通知している旨、申し添えます。

【別途通知済みの機関】

- ・確保病床を有する医療機関
- ・診療・検査医療機関
- ・検査協力医療機関（県域に限る）

各医療機関管理者 殿

福岡県保健医療介護部長
(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局薬務班)

抗原定性検査キットが不足した医療機関からの緊急的な購入希望に個別に対応する仕組みの整備について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省から別添のとおり、地域的な需要の偏り等により、個別の医療機関において通常の方法での抗原定性検査キットの確保が困難となった場合に対応するため、本日より、これらの医療機関からの抗原定性検査キットの緊急的な購入希望を個別に厚生労働省が受け付け、医薬品卸売販売業者による供給につなげる仕組みを整備（厚生労働省のウェブサイト（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kougen_shinsei_00005.html）において、購入を受け付ける専用フォーム等を掲載）したとの連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、検査キットの発注等の際に利用していただきますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 1 8 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚 生 労 働 省 医 政 局 経 済 課

抗原定性検査キットが不足した医療機関からの
緊急的な購入希望に個別に対応する仕組みの整備について

オミクロン株の発生に伴い抗原定性検査キットの需要が増加したことから、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの適正な流通に向けた供給の優先付けについて」（令和 4 年 1 月 27 日付け事務連絡）等において、医薬品卸売販売業者やメーカーに対し、抗原定性検査キットの需給が安定するまでの間、必要なところに確実に供給されるようにするため、優先度に応じた供給体制を確保していくよう依頼しています。

こうした取組の一環として、今般、地域的な需要の偏り等により、個別の医療機関において通常の方法での抗原定性検査キットの確保が困難となった場合に対応するため、これらの医療機関からの抗原定性検査キットの緊急的な購入希望を個別に厚生労働省が受け付け、医薬品卸売販売業者による供給につなげる仕組みを整備しました。仕組みの概要や留意点については別添のとおりですので、関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、同内容について、医療関係団体及び医薬品卸売販売業者に周知している旨、申し添えます。

抗原定性検査キットが不足した医療機関からの
緊急的な購入希望に個別に対応する仕組みについて

1. 対象施設

- 医療機関（歯科医療機関を含む。）

※ 抗原定性検査キットの在庫量が、当該医療機関における1週間当たりの新型コロナウイルス感染症の行政検査の実施実績の過去最大数を下回った医療機関に限ります。

2. 販売する抗原定性検査キット

- 厚生労働省が指定する抗原定性検査キット

※ 特定のメーカー・製品を指定することはできません。

※ 1箱25テスト入りの箱単位でのみの販売となるため、販売数量（テスト数）は25の倍数となりますのでご了承ください。

※ 購入を希望する抗原定性検査キットの数量は、1週間で実施が見込まれる行政検査に必要な数量を上限とし、その端数を切り上げて25の倍数（テスト数）としてください（例えば、1週間で40テストの実施が見込まれる場合は、50テストとしてください）。なお、見込み実施数は、これまでの実績を踏まえて設定していただくようお願いいたします。

3. 申請受付期間

- 令和4年2月18日（金）～同年3月31日（木）

4. 申請方法・購入の流れ

- 下記の厚生労働省のウェブサイトにおいて、購入希望を受け付ける専用フォーム及び手続き等の詳細について掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kougen_shinsei_00005.html

- 購入を希望する際は、専用フォームにて必要事項を入力の上、申請してください。
- 受け付けた申請内容を、厚生労働省から確実に供給可能な地域の医薬品卸売販売業者に回付し、担当する医薬品卸売販売業者から申請医療機関に対して、販売に当たり必要な条件等の連絡がございます。

5. 医療機関からの照会窓口

- 厚生労働省ウェブサイト（上記）の専用フォームから、メールで受け付けます。

6. 留意事項

- キットの購入は有償です。
- 行政検査の実施に支障を来す恐れがある場合に必要な量を国に申請いただくものとし、備蓄等を目的とした申請は行わないでください。
- 本仕組みにより医療機関が購入した検査キットについては、医薬品卸売販売業者への返品はできませんので、あらかじめご了承ください。
- 医療機関と医薬品卸売販売業者との間における販売条件等については、双方で協議を行っていただき、国は関与しないものといたします。
- 追加の緊急的な購入を希望する場合には、あらためて厚生労働省のウェブサイト（上記）の専用フォームにて必要事項を入力の上、申請してください。